

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第七十三号
消費生活協同組合法施行細則を次のようすに定める。

昭和二十三年十月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

消費生活協同組合法施行細則

(総会に開する届出)

第一條 組合は総会又は総代会が終了したときは、二週間以内にその議事録を添付して、これを知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において消費生活協同組合法（以下法といふ。）第四十三條第三号（事業計画）第四号（收支予算）及び第七号（事業報告書等）の書類を議決したときは、その書類を添付して届け出なければならない。

(試算表の提出)

第二條 組合は毎月末日現在の残高試算表を作成して翌月十日までに知事に提出しなければならない。

(自治監査)

第三條 監事は事業年度に従つて少くとも六ヶ月毎に組合の業務及び財産の状況について定期監査を行い、調査書を作成し、これを主たる事務所に備え、且つ監査終了の日から一週間以内にその状況を知事に報告しなければならない。

(事務引繼)

第四條 組合を代表する理事又は常務に從事する理事が更迭したときは、監事立合の上事務引繼を行い、その引繼書を主たる事務所に備え置かなければならない。
(諸届)

第五條 組合は左の場合において、遅滞なく知事に届け

昭和二十三年十月二十六日 火曜日

第千九百五十五号

00124

出なければならない。但し第六号乃至第十号の場合は、その理由を記載しなければならない。

一、設立、解散、合併、又は清算終了の登記の手續を終つたとき。

二、選任、解任、任期満了、辞任その他の事由に因り、理事又は監事の氏名又は住所に変更のあつたとき。

三、組合を代表する理事及び常務に從事する理事又は清算人を定めたとき。

四、事務所の変更のあつたとき。

五、総会議事規則、事務執行に関する規定、その他の諸規定を制定し又は改廃したとき。

六、定款所定の時期に通常総会を開会し得ないとき。

七、組合が事業を休止しようとして又は休止したとき。

八、民法第七十條の規定により破産宣告の請求をなし

又は破産の宣告を受けたとき。

九、定款に定めた解散の事由が発生したとき。

十、法第三十五條第二項又は第四十一項の規定による請求があつたとき。

(書類の経由)

第六條 法、法施行規則又は本則により知事に提出する書類は、連合会の場合を除き主たる事務所の所在地を管轄する地方事務所長又は市長を経由しなければならない。

2 地方事務所長又は市長が前項の書類を受理したときは、意見を附して直ちにこれを知事に送付しなければならない。

第七條 本則は、法施行の日からこれを施行する。

第八條 産業組合法施行細則はこれを廢止する。

2 法施行の際現に産業組合又は産業組合連合会について協同組合え組織変更の登記の手續を終つたときは、その組合は直ちにその旨を知事に届け出をければならない。

效力を有する。

第九條 産業組合が法第百四條の規定により、消費生活協同組合え組織変更の登記の手續を終つたときは、その組合は直ちにその旨を知事に届け出をければならない。

い。

00125

告示

◇鳥取縣告示第五百三十七号

府縣道路線を次のように認定する。

昭和二十三年十月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

路線名 起 点 重なる経過地 終 点

川上 日野郡根雨町根雨

根雨 線 岡山 縣界

日野郡奈川村

◇鳥取縣告示第五百三十八号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年十月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡宇田川村大字中西尾一〇三番地
現住所及び開業地 右同

昭和二十三年十月二十一日第一三〇八号

森 田 スミエ

明治四十年一月八日生

◇鳥取縣告示第五百四十号

鳥取縣消費生活協同組合運營協議会要綱を次のように定める。

昭和二十三年十月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣消費生活協同組合運營協議会要綱

一、目的

消費生活協同組合法の適切なる運用と、消費生活協同組合の健全なる育成助長を図る目的をもつて、鳥取縣消費生活協同組合運營協議会（以下運營協議会と称す）を設置する。

二、権限

運營協議会は次の事項を研究審議するの外、知事の諸

間に答え、関係行政庁に意見を具申し、又は組合に対し勧告することができる。

一、組合の設立、組織変更の適正なる指導

二、組合運営の適正なる指針の確立

三、物資配給機構と組合との関係是正

四、組合の連絡調整、育成助長のための調査研究

三、組織

運営協議会は委員三十名以内でこれを組織する。

運営協議会において、特別の事項を調査審議するため、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

運営協議会には、必要に應じて部会を設けることができる。

組合の指導者、学識経験者の中から知事がこれを任命、委嘱する。

委員及び臨時委員は、関係官庁の官吏又は吏員、

組合の指揮者、学識経験者の中から知事がこれを任命、委嘱する。

前項の委員に欠員を生じた場合は補欠委員は、前任者の

の残任期間を在任する。

運営協議会には委員総数の二分の一以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、委員長これを招集する。

運営協議会は委員長その心事を認めるととき、又は委員の総数の四分の一以上の者から請求があるときは、委員長これを招集する。

運営協議会は委員長を置き、委員長は会務を總理する。委員長事故あるときは委員長の指名する委員がその職務を代理する。

四、運営協議会の運営

原簿からその漁業権の登録を抹消した。

昭和二十三年十月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、

(一) 免許番号 第六〇一號

(二) 漁業権者 岩美郡東村 東村漁業会

(三) 漁業の種類及び名称 定置漁業台網類漁業罠大謀網

(四) 漁業権存續期間満了 昭和二十三年三月三十一日

年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 同 十月十六日

二、

(一) 免許番号 第二二六號

(二) 漁業権者 東伯郡下中山村 下中山村漁業組合

(三) 漁業の種類及び名称 定置漁業台網類漁業罠大謀網

(四) 漁業権存續期間満了 昭和十七年六月一日

年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 同 十月十六日

三、

(一) 免許番号 第六〇八號

鳥取縣公報 第千九百五十五號 営和二十三年十月二十六日 (第三種郵便物認可)

五

00127

00126

(二) 漁業権者 西伯郡彦名村 遠藤正明

(三) 漁業の種類及び名称 定置漁業枡網類漁業罠垂網

(四) 漁業権存續期間満了 昭和二十二年九月五日

年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 同二十三年十月十六日

四、

(一) 免許番号 第一九五號

(二) 漁業権者 西伯郡彦名村 代表者湯淺秀太郎

(三) 漁業の種類及び名称 区割漁業第三種漁業介類養殖業

(四) 漁業権存續期間満了 昭和二十年七月十二日

年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 昭和二十三年十月十六日

五、

(一) 免許番号 第一九六號

(二) 漁業権者 西伯郡彦名村 代表者湯淺秀太郎

(三) 漁業の種類及び名称 区割漁業第三種漁業介類養殖業

(四) 漁業権存續期間満了 昭和二十一年七月十二日

年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 昭和二十三年十月十六日

00128

六、
(一) 免許番号 第一九七号

(二) 漁業権者 西伯郡彦名村 代表者湯淺秀太郎

(三) 漁業の種類及び名称 区劃漁業第三種漁業介類養殖業

(四) 漁業権存續期間満了 昭和二十年七月十二日 年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 昭和二十三年十月十六日 年月日

七、
(一) 免許番号 第一九八号

(二) 漁業権者 西伯郡彦名村 代表者湯淺秀太郎

(三) 漁業の種類及び名称 区劃漁業第三種漁業介類養殖業

(四) 漁業権存續期間満了 昭和二十年七月十二日 年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 昭和二十三年十月十六日 年月日

八、

(一) 免許番号 第一九九号

(二) 漁業権者 西伯郡彦名村 代表者湯淺秀太郎

(三) 漁業の種類及び名称 区劃漁業第三種漁業介類養殖業

(四) 漁業権存續期間満了 昭和二十年七月十二日 年月日

(五) 漁業権消滅登録年月日 昭和二十三年十月六日 年月日

昭和二十三年十月二十六日印刷
昭和二十三年十月二十六日發行
鳥 取 縣 公 報 (昭和四年十一月十五日)
第三種郵便物認可
發 行 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所